

千葉県 液状化等被害住宅再建支援事業補助金のご案内（10月1日現在）

1. 補助金の目的

平成23年東北地方太平洋沖地震により、住宅に被害を受けた世帯（以下、「被災世帯」）のうち、地盤復旧工事や補修など住宅再建工事等を行った世帯について、千葉県と浦安市が連携して、住宅再建のための補助金を交付することにより、被災者の生活の再建を支援することを目的とします。

2. 補助金の対象

市内の一戸建ての住宅に居住していた被災世帯であって、次の①～③のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ① 地盤被害により「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅を解体した世帯（以下「住宅解体世帯」）
 - ② 地盤被害により「半壊」または「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅の地盤を復旧（基礎の修復を含む）した世帯（以下「住宅地盤復旧等世帯」）
 - ③ 「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯（以下「半壊住宅補修世帯」）
- ※ 対象住宅は一戸建住宅のみです。分譲集合住宅は対象になりません。
- ※ 同一住宅内で世帯分離している世帯または2以上の世帯については、同一世帯として取扱い、対象は1つの世帯となります。
- ※ 同一工事について、他の補助金の交付を受けている場合は、交付を受けることができません。

3. 補助金の支給額

支給対象世帯	り災の程度	補助対象限度額	
		複数世帯 （世帯の構成員が複数）	単数世帯 （世帯の構成員が単数）
① 住宅解体世帯	一部損壊	100万円	75万円
② 住宅地盤復旧等世帯	半壊 一部損壊	100万円	75万円
③ 半壊住宅補修世帯	半壊	25万円	

- ※ 国の被災者生活支援制度を利用できる方は、この支援金を受け取ることが出来ません。
- ※ ①～③の補助金を重複して受けることはできません。また、補助金の交付は1回限りです。
- ※ 解体や地盤の復旧、住宅の補修に要した費用が補助対象限度額に満たない場合には、その額を上限額とします。

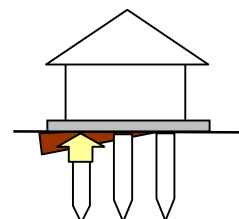
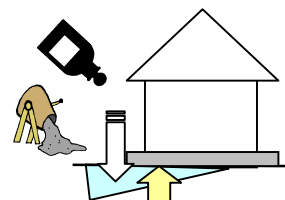
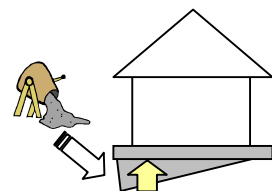
※ 地盤被害により住宅が「半壊」の被害を受けた世帯が、地盤の復旧等をせず、住宅の補修のみを行った場合は、③に該当します。

4. 補助金の対象となる工事

- ① 住宅の解体工事とは、被災住宅の**全てを解体すること**をいいます。
※ 柱や基礎等、住宅の一部を残して住宅を建設する場合などは含みません。
- ② 住宅の地盤復旧工事とは、被災した住宅の地盤に杭打ちや薬剤の注入、盛り土等を行うことをいいます。
※ 住宅の地盤でない、庭や車庫の地盤等のみを復旧する場合は含みません。
- ③ 基礎の修復工事とは、被災した住宅の土台のかさ上げや増し基礎、基礎の新設等を行うことをいいます。
- ④ 住宅の補修工事とは、被災した住宅の屋根や壁、床や柱、基礎や建具、その他住宅に付帯する設備を修理することをいいます。※ 外塀や門扉等は含みません。

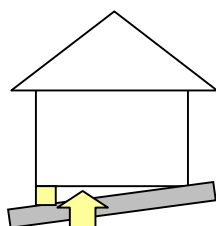
【地盤復旧工法の例】

- ・ 基礎下の土を掘り起し、固定ベースジャッキを設置し、ジャッキで修正後、地盤との隙間に無収縮グラウト（モルタルなど）を圧入し、傾斜した住宅を基礎ごと元に戻す工法。
- ・ 基礎下にウレタン樹脂等の薬液を注入し、その注入圧（発砲力等）で基礎を押上げ、傾斜した住宅を元に戻す工法。
- ・ 基礎下の土を掘り起し、家の荷重とジャッキの力を利用して地盤に杭を打ち込んで支持させ傾斜した住宅を元に戻す工法。

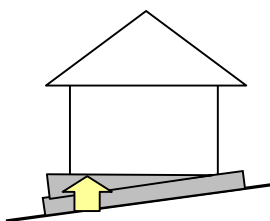


【基礎の修復例】

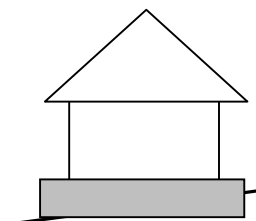
- ・ 住宅の土台のかさ上げ



- ・ 増し基礎



- ・ 基礎の新設



5. 補助金の申請及び交付

（申請窓口）郵送または窓口に直接申請してください。

（ 浦安市 災害復興生活支援プロジェクト ）

（申請時の添付書類）

			半壊		一部損壊
			補修	地盤復旧	解体
添付 書類	①	り災証明書	○	○	○
	②	住民票謄本（外国人登録原票記載事項証明書）同一住宅全員分	○	○	○
	③	工事契約書等の写し	○	○	○
	④	領収書の写し	○	○	○
	⑤	預金通帳の写し（口座のわかるもの）	○	○	○
	⑥	解体証明書	—	—	○

②住民票謄本

住民票については、同一住宅の全員分の被災時（平成 23 年 3 月 11 日）の居住がわかるもの及び世帯の単数、複数がわかるもの（住民票謄本）を添付してください。

③工事契約書等の写し

今回の補助金の対象となる工事内容の詳細と金額を確認するために必要な書類となります。そのため、工事契約書では工事内容や金額の内訳が不明確な場合は、見積書や請求書などをご用意ください。

例：見積書、請求書、注文請書など

④領収書の写し

領収書の金額は工事契約書等の金額と同額になっているか確認してください。

もし、工事契約書等の金額と異なる場合は次の例を参考にしてください。

【例 1】 工事契約書等の金額 > 領収書の金額

工事契約書等の余白にその旨の説明をご記入してご署名ください。

（差額〇〇〇円については、業者との交渉の結果値引きされました。“浦安 太郎”）

【例 2】 工事契約書等の金額 < 領収書の金額

追加工事等考えられますので、追加分の工事内容の分かる請求書や見積書を追加でご用意ください。

また、工事契約書等の額に補助金対象外の工事費が含まれている場合は、その旨の説明を余白に記入してご署名ください。

（差額〇〇〇円については、補助金対象外の工事費となります。“浦安 太郎”）

⑥解体証明書

解体証明書については、市役所固定資産税課にて発行します。解体をされ、補助金を申請される場合は、補助金申請前に解体証明書の交付を受け、添付してください。

解体証明書の発行申請時に必要な書類は次の通りです。なお、解体証明書の交付までは、時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

<解体証明書発行申請時の必要書類>

・登記を行っている場合	・登記を行っていない場合
滅失登記完了証 又は滅失登記簿謄本	解体業者の解体証明書

※ 工事内容が補助金の対象か判断が付かない場合は、申請前に工事内容と金額が分かる書類を持参してご相談ください。

なお、上記以外に補助金の審査において追加書類（工事箇所の写真等）を求める場合がありますのであらかじめ御了承ください。

※ 申請書及び添付書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（交付申請期間）

平成24年3月16日（申請受付・郵送必着）

原則として、平成23年度内に補修等工事を行う方を対象としています。

申請期間については、現在千葉県において延長について検討が行われており、結果が分かりしだい、広報うらやす、市ホームページにてお知らせします。

（交付方法）

申請書及び添付書類の内容審査を行い、補助金額を決定し、指定された金融機関等の口座に補助金を振り込みます。

6. 補助金交付の取消し及び返還

申請者が偽りその他不正な手段等により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことや、既に交付された補助金の返還を命じることがあります。

【問合せ・郵送先】

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 市民経済部

災害復興生活支援プロジェクト

TEL 047-351-3003（直通）

絆^{あす}未来に向かって
Never give up urayasu!

